

第1条（会員）

会員とは、本規約を承認のうえ、SMBCファイナンスサービス株式会社（以下「当社」という。）に入会を申し込み、当社が入会を認めた方をいいます。

第2条（契約の成立）

- (1) カードローンに係る基本契約は、会員が本規約を承認のうえ、当社に申込をし、当社が審査のうえ、承諾をした時に成立するものとします。
カードローンに係る基本契約の契約日は、当社から会員に別途通知されます。
- (2) 個別のカードローンに係る利用契約は、金銭の交付の都度各別に成立するものとします。

第3条（カードの貸与・有効期限）

- (1) 当社は会員に対してカードを発行し、貸与します。なお、カードの所有権は当社に帰属します。
- (2) 会員は、カードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報（会員氏名・カード番号等をいう。以下同じ）を使用・保管・管理するものとします。
- (3) カードは、会員のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、質入れ等の担保に供することはできません。
- (4) (2) (3) に違反してカードが使用された場合、その利用代金の支払いは会員の責任とします。
- (5) カードの有効期限は特に定めず、当社所定の時期に会員資格（カードを利用できる資格）の見直しを行います。その結果、会員は会員資格を失うことがあることを承認します。
- (6) カード利用債務の支払いについては、会員資格喪失後といえども本規約を適用するものとします。
- (7) カードは、原則として再発行しません。ただし、紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が認めた場合に限り再発行するものとします。

第4条（暗証番号）

- (1) 当社は、会員より申出のあったカードの暗証番号を登録します。ただし、申出がない場合、又は他人に容易に推測されやすい番号（会員の生年月日、電話番号、自宅の住所番地、「0000」、「9999」等）を申出た場合は、当社所定の方法により登録します。
- (2) 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際に登録された暗証番号が使用されたことにより生ずる一切の債務については、すべて会員がその責任を負うものとします。ただし、登録された暗証番号の管理について会員に故意又は過失がない場合は、この限りではありません。

第5条（カードの利用可能枠）

- (1) カード利用可能枠は、当社が定めるものとし、適当と認めた場合は、いつでもカード利用可能枠を増減できるものとします。
- (2) 前項の定めにかかわらず、会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認める場合には、特段の通知なくカード利用可能枠を減額できるものとします。
 - ① 会員がカード利用代金等当社に対する債務の履行を怠ったとき
 - ② 会員のカード利用状況及び信用状況等に応じて、審査のうえ当社が必要と認めるとき
 - ③ 当社が定める本人確認手続きが完了しないとき
- (3) 会員は、当社が承認した場合を除き、利用可能枠を超えてカードを使用してはならないものとします。当社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを使用した場合は、当社は会員に対し、利用可能枠を超えて使用した金額の一括払いを請求することができるものとします。
- (4) 会員は、当社または当社の提携会社から複数枚のカードの貸与を受けた場合のカード利用可能枠は、会員が保有するカード利用可能枠の合計額ではなく、当社が別に定める金額とすることを承諾するものとします。

第6条（借入及び融資方法）

- (1) 会員は、下記のいずれかの方法で当社が融資する時点で実施している方法により、利用可能枠の範囲内であれば1万円単位で繰り返して当社から融資（以下「カードローン」という。）を受けることができますものとします。
- ①会員が当社指定の現金自動貸付機（CD）又は当社が提携する金融機関のCD及び現金自動預払機（ATM）で所定の利用方法に基づき、あらかじめ当社に届出た暗証番号（4桁の数字）と希望金額を打鍵する方法
- ②会員が当社の指定する窓口に提示し、所定の申し込み手続きを行う方法
- ③その他当社所定の方法
- (2) 会員がカードローンの利用時に当社に提出する書面はありません。

第7条（返済方式）

- (1) 返済方式には毎月元利定額リボルビング返済（以下「定額リボルビング方式」という。）と残高スライド元利定額リボルビング返済（以下「残高スライドリボルビング方式」という。）による分割払、及び元利一括返済による翌月1回払（以下「翌月1回払」という。）があり、入会申込時に会員が希望し、当社が承認した返済方式とします。
- (2) 定額リボルビング方式の毎月定額返済額は入会申込時に会員が希望し、当社が承認した金額とします。ただし、残債務元金と利息の合計額が毎月の定額返済額に満たない場合は、残債務元金と利息の合計額を支払うものとします。
- (3) 残高スライドリボルビング方式の毎月返済額は、毎月末日の残債務元金の残高に応じて、下記に定める返済元利金とします。

残債務元金	10万円以下	10万円超 20万円以下	20万円超 40万円以下	40万円超 50万円以下
返済元利金	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円

ただし、残債務元金と利息の合計額が返済元利金に満たない場合は、残債務元金と利息の合計額を支払うものとします。

- (4) 翌月1回払の返済額は、一括返済元金に当該の利息を加算した返済元利金とします。

※当社が貸金業法第17条第1項又は第6項により交付する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額は、これらの書面に記載された利用日の翌日以降の利用、返済期日前の返済その他の事由により変動します。

＜具体的算定例＞

利用可能枠10万円・実質年率18.0%・定額リボルビング払いで1月1日に10万円を利用し、約定通りの返済の場合

- ・返済期間・回数 12ヵ月・12回
- ・返済金合計額 110,581円

第8条（返済日・返済方法）

- (1) カードローンの元利金の返済日は、毎月26日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日、以下「約定支払日」という）とし、会員が指定する金融機関の預貯金口座（以下「決済口座」という）から口座振替又は自動払込みの方法により返済するものとします。ただし、当社があらかじめ認めた場合のみ、当社の指定する預貯金口座への振込等別途の方法で返済するものとします。
- (2) 新規融資又は残債務元金がない場合の融資についての返済開始日は、融資の翌月の26日とします。

第9条（利率及び利息の計算）

- (1) カードローンの利率は法令の範囲内で当社が定めるものとし、会員に通知するものとします。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、当社において利率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、第18条の規定にかかわらず、当社から利率の変更を通知した後は、利用中の残債務元金全額に対して変更後の利率が適用されることに会員は異議ないものとします。
- (2) カードローンの利息計算は次の通りとします。

約定利息＝残債務元金×本条第1項の利率（年率）×借入日数÷365日（うるう年の場合は1年を366日として計算）なお、日数計算は各融資

日の翌日ないし前回の返済日の翌日より次回の返済日までとします。

第10条（公租公課・費用等の負担）

- (1) カードの利用又は本規約に基づく費用・手数料に関して課される公租公課（消費税等を含む。以下同じ）は、会員の負担とします。なお、公租公課が変更されたときは、会員は変更後の公租公課を負担します。
- (2) カード利用による支払金等の支払い、カードの返却、当社所定の届出及び問い合わせその他本規約に基づいて要する全ての費用（金融機関への振込手数料及び再振込手数料、当社指定場所への持参手数料、郵送料及び電話料金等）は、会員の負担とします。なお、会員に対する債権の取り立てに要した費用ならびに法的措置に要した費用は、退会後といえどもすべて会員が負担するものとします。
- (3) 会員の要請によりカードを再発行した場合は、当社は会員に対し、カードの再発行手数料1,100円（税込）を請求することができます。
- (4) 会員が金銭の受領のためにATM等を利用したときは、当社は会員に対し、次の各号のいずれかの利用料を請求することができます。
 - ①利用した金額が1万円以下のときは110円（税込）
 - ②利用した金額が1万円を超えるときは220円（税込）

第11条（早期返済の場合の特約）

会員が約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払うときは、当社所定の方法により支払うことができるものとします。

第12条（遅延損害金）

会員がカードローンの返済を遅延したときは、約定支払日の翌日から支払済みに至るまで当該支払金に対し、また、第16条の規定により期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至る日まで未払債務（元本分）に対し、年20.0%（1年を365日とする日割計算。ただし、うるう年は1年を366日とする日割計算）を乗じた額の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第13条（支払金等の充当順序）

会員の返済した金額が本規約及び当社と会員とのその他の取引に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。

第14条（カードの紛失・盗難等）

- (1) カードの紛失、盗難、詐取、横領等、又はカード情報の盗用等（以下「カードの紛失・盗難等」という）によりカード又はカード情報が第三者に利用された場合、会員は、当該カード利用により生じた一切の債務についてすべての責任を負うものとします。
- (2) 会員は、カードの紛失・盗難等があった場合、速やかにその旨を当社に連絡し、最寄りの警察署又は交番に届出たうえで、当社所定の届出書を当社あてに提出するものとします。
- (3) 当社は、カードが第三者によって拾得された旨の連絡を受ける等、カードの紛失・盗難等が生じたと当社が認識した場合、当社の任意の判断でカードを無効とすることができるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。

第15条（退会及び会員資格の取消と利用の一時停止）

- (1) 会員の都合により退会するときは、当社あてにその旨の届出を行うものとし、同時にカードを返却するか、カードを切断して破棄するものとします。ただし、会員は、退会時に債務がある場合、本規約に基づき当該債務を支払うものとします。また、退会後においても、カード又はカード情報を利用し若しくは利用された場合、当該利用により生じた一切の債務については、すべて会員がその責任を負うものとします。
- (2) 会員（本項においては入会申込者を含む）が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は入会を謝絶し、又は会員に通知することなく、カードの利用停止又は会員の資格を取り消すことがあります。この場合、当社は現金自動預払機（ATM）等を通じてカードの回収を行うことができます。

- ①入会時に氏名、住所、勤務先等について虚偽の申告をした場合
 - ②本規約のいずれかに違反した場合
 - ③会員が当社との他の契約に基づき支払うべき債務の履行を遅滞した場合
 - ④期限の利益の喪失事由のいずれかに該当する場合
 - ⑤信用情報機関の情報内容又は情報件数等により、会員の信用状況が著しく悪化し又は悪化のおそれがあると当社が判断した場合
 - ⑥カード利用状況が適当でないと当社が判断した場合
 - ⑦住所変更の届出を怠る等、会員の責に帰すべき理由により会員の所在が不明となり、当社が会員への通知連絡について不能と判断した場合
 - ⑧当社所定の時期に会員資格の見直しを行い、その結果、引き続き会員として適当と認められない場合
 - ⑨貸付残高が存在しない期間が3年以上継続した場合
 - ⑩会員が死亡した場合又は会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合
 - ⑪関係法令、規則、通達、ガイドライン等の定めにより、当社が貸付を停止する義務を負う場合
 - ⑫当社が定める相当の期間内に決済口座の設定手続きが完了しない場合
 - ⑬当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）
 - （イ）暴力、威嚇、脅迫、強要等
 - （ロ）暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動
 - （ハ）人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動
 - （ニ）長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ
 - （ホ）金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等
 - ⑭前各号に類する事由が生じた場合その他当社が会員として不適格と判断したとき
 - ⑮カードまたはカード情報の第三者による不正使用の可能性があるとき当社が判断した場合。
- (3) (2) に該当し、当社がカードの返却を求めたときは、会員はすみやかにカードを返却するものとします。

第16条（期限の利益の喪失）

- (1) 会員は、次の各号のいずれかの事由に該当したときは、カード利用による支払金等について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額をお支払いいただきます。
- ①本規約に基づく債務又は当社に対するその他の債務の履行を1回でも遅滞したとき
 - ②差押、仮差押、保全差押、仮処分申立又は滞納処分を受けたとき
 - ③破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続きの申立を受け、若しくは自ら申し立てたとき
 - ④債務整理のための法的手続きの申立があったとき
 - ⑤債務整理（任意整理を含む。以下同じ。）を開始する旨、又は債務整理のため弁護士等に依頼した旨を当社に通知したとき
 - ⑥自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止したとき
 - ⑦会員資格を取消されたとき（ただし、第15条（2）⑩の場合を除く）
- (2) 会員は、次の各号のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。
- ①本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき
 - ②カードを提示し、商品の購入、又は役務の提供を受けるなど本規約の目的外に利用したとき
 - ③本規約以外の当社と会員とのその他の取引に基づく債務について期限の利益を喪失する等、会員の信用状態が著しく悪化したとき

第17条（連絡先に関する承諾及び届出事項の変更）

- (1) 当社が会員に連絡する場合、会員が当社に届出た（申込書に記載する方法、口頭による方法、(2)に基づくもの等がありますが、その方法を問いません。）電話番号等に連絡されても異議ないものとします。ただし、連絡をする方法として他に合理的な方法があると当社が判断できた場合はこの限りではありません。
- (2) 会員が当社に届出た氏名、住所、勤務先（連絡先）、職業、代金決済口座、その他法令に基づく当社への届出事項等に変更が生じた場合は、遅滞なく当社及び当社の指定する金融機関に所定の届出用紙により届出るものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、当社への電話での連絡により届出ることもできます。
- (3) (2)の届出がないために当社からの通知又は送付書類その他のものが延着し、又は到着しなかった場合には通常到達すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、(2)の届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

第18条（規約の変更）

- (1) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社ホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規約を変更することができるものとします。
 - ①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
 - ②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
- (2) 当社は、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページにおいて公表する方法又は通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む）により周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行ったときは、会員は変更を承諾したものとみなし、以後、変更後の規約が適用されるものとします。

第19条（準拠法）

会員と当社との諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

第20条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第21条（カードローン利用時及びお支払時の書面の交付）

- (1) 会員は、当社が貸金業法第17条第1項及び貸金業法第18条第1項の書面に代えて、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引状況を記載した書面を郵送その他当社所定の方法により交付すること、貸付けの際に記載事項を簡素化した書面を交付することについて、あらかじめ承諾するものとします。
- (2) 会員が希望する場合、前項に定める貸付け及び弁済その他の取引状況を記載した書面を電磁的方法により提供するものとします。
- (3) 貸金業法第17条第1項の規定により交付する書面又は同第6項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。

第22条（反社会的勢力との取引の排除）

- (1) 会員（本条においては入会申込者を含む）は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - ①暴力団
 - ②暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者

- ③暴力団準構成員
- ④暴力団関係企業
- ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- ⑥前各号の共生者
- ⑦その他前各号に準ずる者

(2) 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

(3) 当社は、会員が(1)各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は(1)に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、会員の保有する当社が発行するすべてのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他の取引についても通知・催告等をせずに解除することができるものとし、

第23条（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止）

(1) 会員（本条においては入会申込者を含む）は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ①テロリスト等、日本政府又は外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者
- ②その他前号に準ずる者

(2) 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- ①マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると疑われる行為
- ②その他前号に準ずる行為

(3) 当社は、会員の情報及び具体的な利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることができますものとします。会員から正当な理由なく指定した期限までに回答がなかった場合、カードローンの利用を制限又は停止することができるものとします。

(4) 当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員に対し、在留資格および在留期間その他の必要な事項の届出を求めることがあります。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、カードローンの利用を制限又は停止することができるものとします。

(5) (3)の求めに対する会員の回答、具体的な利用内容、会員の説明内容及びその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合、カードローンの利用を制限又は停止することができるものとします。

(6) (3)から(5)までの定めによるカードの利用の制限又は停止は、会員からの説明等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は利用の制限又は停止を解除するものとします。

(7) 当社は、会員が(1)各号のいずれかに該当し、若しくは(2)各号のいずれかに該当する行為をした場合、(1)に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又はカードその他の取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、若しくはそのおそれがあると合理的に認められる場合、そのすべてについて通知・催告等をせずに会員資格を取消し、又は解除することができるものとします。

【お問い合わせ・相談窓口】

ご利用についてのお問い合わせ、ご相談および本規約についてのお問い合わせ、ご相談および宣伝印刷物の送付等、営業案内の中止に関するお

問い合わせについては、S M B Cファイナンスサービス株式会社「アンサーセンター 03-6722-9009」東京都墨田区江東橋四丁目19番4号 〒130-0022におたずねください。

【貸金・キャッシングに関する苦情・相談受付窓口】

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

東京都港区高輪三丁目19番15号

電話 0570-051-051

S M B Cファイナンスサービス株式会社

〒460-8670 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号

登録番号 東海財務局長(14)第00166号